

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第2四半期)

自 2023年4月1日

至 2023年6月30日

株式会社 Veritas In Silico

**【表紙】**

**【提出書類】** 新規上場申請のための四半期報告書

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

**【提出日】** 2024年1月5日

**【四半期会計期間】** 第8期第2四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

**【会社名】** 株式会社Veritas In Silico

**【英訳名】** Veritas In Silico Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 中村 慎吾

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区西五反田一丁目11番1号

**【電話番号】** 03-6421-7537(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 松岡 弘之

**【最寄りの連絡場所】** 東京都品川区西五反田一丁目11番1号

**【電話番号】** 03-6421-7537(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 松岡 弘之

# 目 次

頁

第一部【企業情報】 .....	1
第1【企業の概況】 .....	1
1【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2【事業の内容】 .....	2
第2【事業の状況】 .....	3
1【事業等のリスク】 .....	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
3【経営上の重要な契約等】 .....	4
第3【提出会社の状況】 .....	6
1【株式等の状況】 .....	6
2【役員の状況】 .....	12
第4【経理の状況】 .....	13
1【四半期財務諸表】 .....	14
2【その他】 .....	20
第二部【提出会社の保証会社等の情報】 .....	21
四半期レビュー報告書 .....	巻末

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第8期 第2四半期累計期間	第7期
会計期間		自 2023年1月1日 至 2023年6月30日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
事業収益	(千円)	249,485	178,801
経常利益又は損失(△)	(千円)	91,026	△138,455
四半期(当期)純利益又は純損失(△)	(千円)	89,601	△141,381
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	90,000	90,000
発行済株式総数			
普通株式		1,100,000	1,100,000
A種優先株式		590,657	590,657
B種優先株式		500,000	500,000
C種優先株式	(株)	560,000	560,000
純資産額	(千円)	1,632,191	1,542,590
総資産額	(千円)	1,689,473	1,598,576
1株当たり四半期(当期)純利益又は純損失(△)	(円)	16.29	△25.70
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	96.6	96.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△58,240	△148,780
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△2,031	△55,547
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高	(千円)	1,424,160	1,484,432

回次		第8期 第2四半期会計期間
会計期間		自 2023年4月1日 至 2023年6月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	17.96

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 当社は2023年7月31日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式590,657株、B種優先株式500,000株及びC種優先株式560,000株をすべて普通株式に変更しております。これにより発行済株式総数のうち普通株式が1,650,657株増加しております。また、2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式から普通株式への変更並びに株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益又は損失(△)を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 当社は、第7期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第7期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 経営成績の状況

当社は、mRNAを標的とする低分子創薬を通じて、「どんな疾患の患者様も治療法がないと諦めたり、最適な治療が受けられないと嘆いたりすることのない、そんな希望に満ちたあたたかい社会を実現する」ことを経営理念(ミッション)としています。当社が事業領域とするmRNA標的低分子創薬は、従来のタンパク質を標的とする創薬では狙えなかった疾患にもアプローチが可能であるため、アンメット・メディカル・ニーズ(これまでに開発された治療薬や治療法では満たされない医療ニーズ)の充足につながる技術です。当社は、製薬業界で新たな創薬領域を切り拓く先駆者、すなわち「パスファインダー(Pathfinder)」として、当社の創薬プラットフォーム「ibVIS®」を活用した製薬会社との共同創薬研究の実施により、革新的なmRNA標的低分子医薬品を迅速に患者様に届けることを目指します。

当第2四半期累計期間(2023年1月1日から2023年6月30日)において、当社の「ibVIS®」を活用した製薬会社(パートナー)との共同創薬研究は順調に進捗し、事前に設定した研究マイルストーン達成等による事業収益を計上しました。

2023年6月には、武田薬品工業株式会社(以下「武田薬品」という)と、武田薬品が重点疾患領域に定める疾患の複数の遺伝子に対して、mRNAを標的とした低分子医薬品の創出を目的とした新規共同創薬研究契約を締結しました。本契約では、創薬研究の初期から上市・販売にいたる全ての経済条件を定めており、本契約の締結に伴い、当社が保有するプラットフォーム技術へのアクセスフィーとしての契約一時金等を獲得しました。

また2023年6月には、新たなパートナー獲得のため、ボストンで開催されたBio International Convention 2023に参加し、当社のmRNA標的低分子創薬に関心を持つ多数の海外製薬会社に当社のプラットフォーム技術を紹介しました。現在、これら製薬会社等と共同創薬研究契約の締結に向けた交渉を開始しています。

以上の結果、当第2四半期累計期間における経営成績は事業収益249,485千円、営業利益90,846千円、経常利益91,026千円、四半期純利益89,601千円となりました。

なお、当社は創薬プラットフォーム事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) 財政状態の状況

##### (資産)

当第2四半期会計期間末の総資産は1,689,473千円となり、前事業年度末と比べて90,896千円増加しました。その主な要因は、現金及び預金が60,272千円減少したものの、売掛金が157,926千円増加したことによるものです。

##### (負債)

当第2四半期会計期間末の負債は57,281千円となり、前事業年度末と比べて1,295千円増加しました。その主な要因は、前受金が10,670千円減少したもののその他に含まれている未払消費税等が17,534千円増加したこと等によるものです。

##### (純資産)

当第2四半期会計期間末の純資産は1,632,191千円となり前事業年度末と比べて89,601千円増加しました。その

要因は、四半期純利益89,601千円の計上によるものであります。この結果、自己資本比率は96.6%(前事業年度末は96.5%)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ60,272千円減少し、1,424,160千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前四半期純利益91,026千円の計上があったものの売上債権の増加157,926千円等により、58,240千円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出により2,031千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発費の金額は69,218千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第2四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第2四半期累計期間において、資本の財源及び資金の流動性に関する事項について重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

#### 製薬会社との共同研究・共同創薬研究契約

当社は、当第2四半期会計期間において、武田薬品工業株式会社と以下に示す共同創薬研究契約を締結しました。

相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約内容
武田薬品工業株式会社	日本	2023年6月19日	<p>特定のmRNAに対して低分子医薬品の創出を目的とした共同創薬研究契約。医薬品候補化合物の取得にいたるまでの共同創薬研究実施。開発以降のマイルストーン及び販売実績に応じたロイヤリティについても規定。</p> <p>&lt;研究期間&gt;</p> <p>2023年6月19日から共同創薬研究の実施期間終了まで</p>

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,610,670
A種優先株式	618,130
B種優先株式	611,200
C種優先株式	560,000
計	4,400,000

(注) 1. 2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付の株式分割に伴い、発行可能株式総数は4,400,000株増加し、8,800,000株となっております。

2. 2023年8月18日開催の臨時株主総会の決議により、2023年8月18日付で定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は22,000,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年1月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,100,000	5,501,314	非上場・非登録	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、また、単元株制度は採用していません。(注1、2、3)
A種優先株式	590,657	—	非上場・非登録	単元株制度は採用していません。(注1、2、3)
B種優先株式	500,000	—	非上場・非登録	単元株制度は採用していません。(注1、2、3)
C種優先株式	560,000	—	非上場・非登録	単元株制度は採用していません。(注1、2、3)
計	2,750,657	5,501,314	—	—

(注) 1. 2023年7月31日開催の臨時株主総会の決議により、2023年7月31日付けで定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付で各種類株式については全て普通株式に変更しております。これにより発行済株式総数のうち普通株式が1,650,657株増加し、2,750,657株となっております。

2. 2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,750,657株増加し、5,501,314株となっております。

3. 当第2四半期期末時点において、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨を定款に定めておりますが、2023年8月18日開催の臨時株主総会決議により、2023年8月18日付けで定款の一部変更を行い、1単元を100株とする単元株式制度を採用しております。

4. 優先株式の内容は次のとおりであります。

##### (1) 剰余金の配当

① 当社は、剰余金の配当をするときは(配当財産の種類を問わない。)、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。 )又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。 )に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。 )又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。 )、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。 )又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。 )及び同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。 )又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。 )に先立ち、C種優先株式1株につき2,500円(但し、当該C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、取締役会決議をもって適切に調整される。以下「当初C種優先払込金額」という。 )に5.0%を乗じて得られる額の配当(以

- 下「C種優先配当金」という。)をする。
- ② 前項による配当の後なお剰余金の配当を行う場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,800円(但し、当該B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、取締役会決議をもって適切に調整される。以下「当初B種優先払込金額」という。)に5.0%を乗じて得られる額の配当(以下「B種優先配当金」という。)をする。
  - ③ 前二項による配当の後なお剰余金の配当を行う場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき728円(但し、当該A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、取締役会決議をもって適切に調整される。以下「当初A種優先払込金額」という。)に5.0%を乗じて得られる額の配当(以下「A種優先配当金」という。)をする。
  - ④ 前三項による配当の後なお剰余金の配当を行う場合には、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。この場合、当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通株式質権者に対して普通株式1株につき配当する剰余金の額に当初A種優先払込金額を第13条の5に定めるA種取得価額で除した数(以下「A種取得比率」という。)を乗じた額と同額の剰余金の配当を行うものとし、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先株式1株につき、普通株主又は普通株式質権者に対して普通株式1株につき配当する剰余金の額に当初B種優先払込金額を第13条の5に定めるB種取得価額で除した数(以下「B種取得比率」という。)を乗じた額と同額の剰余金の配当を行うものとし、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先株式1株につき、普通株主又は普通株式質権者に対して普通株式1株につき配当する剰余金の額に当初C種優先払込金額を第13条の5に定めるC種取得価額で除した数(以下「C種取得比率」という。)を乗じた額と同額の剰余金の配当を行う。
  - ⑤ ある事業年度においてC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ⑥ ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ⑦ ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ⑧ 第1項に基づくC種優先配当金の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
  - ⑨ 第2項に基づくB種優先配当金の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
  - ⑩ 第3項に基づくA種優先配当金の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

## (2) 残余財産の分配

- ① 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たりの残余財産分配価額(以下「C種優先残余財産分配額」という。)として、C種優先株式の当初C種優先払込金額に1を乗じた金額を支払う。
- ② 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額(以下「B種優先残余財産分配額」という。)として、B種優先株式の当初B種優先払込金額に1を乗じた金額を支払う。
- ③ 前二項による分配の後なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額(以下「A種優先残余財産分配額」という。)として、A種優先株式の当初A種優先払込金額に1を乗じた金額を支払う。
- ④ 前三項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産にA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産にB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産にC種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。
- ⑤ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先残余財産分配額、B種優先残余財産分配額及びC種優先残余財産分配額は取締役会決議をもって適切に調整される。

(3) 議決権

- ① A種優先株主は、当会社の株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会(以下「A種種類株主総会」という。)において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- ② B種優先株主は、当会社の株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会(以下「B種種類株主総会」という。)において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- ③ C種優先株主は、当会社の株主総会及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会(以下「C種種類株主総会」という。)において、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

- ① A種優先株主は、いつにても、当会社に対し、第2項に定める条件で、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、第2項(1)に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を交付すること(以下「転換」という。)を請求することができる。
- ② A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

I. 取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当会社の普通株式の数は、次のとおりとする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をした A種優先株式の払込金額の総額}}{\text{A種取得価額}}$$

II. 当初A種取得価額

当初のA種取得価額は、1株につき728円とする。

III. A種取得価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりA種取得価額を調整する。

- i. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式によりA種取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数」(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。))、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。))」とそれぞれ読み替える。また、調整後のA種取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、また株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生ずる日をもって(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{調整前A種取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- ii. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合がその効力を生ずる日をもって次の算式により、A種取得価額を調整する。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{調整前A種取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii. 調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)によりA種取得価額を調整する。調整後のA種取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{調整前A種取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \frac{\text{新規株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{調整前A種取得価額}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の取得価額調整式における「既発行株式数」とは、調整後のA種取得価額を適用する日の前日における、①当該日における当会社の発行済普通株式数と、②潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の

請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得しうる地位を伴う証券又は権利。以下同じ。)の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数をいう。

- iv. 当会社に取得させることにより又は当会社に取得されることにより、調整前のA種取得価額を下回る1株当たりのA種取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後のA種取得価額とする。調整後のA種取得価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
  - v. 行使することにより、調整前のA種取得価額を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後のA種取得価額とする。調整後のA種取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後のA種取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、A種取得価額の調整を適切に行うものとする。
- i. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のためにA種取得価額の調整を必要とするとき。
  - ii. 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種取得価額の調整を必要とするとき。
  - iii. 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券すべてにつき普通株式の交付された場合を除く。
  - iv. 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) A種取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) A種取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額と調整前A種取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、A種取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後A種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、A種取得価額を算出する場合には、調整前A種取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) A種取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後のA種取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- (f) 本条(a)及び(b)の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、A種取得価額の調整は行わない。
- i. 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付若しくは処分する場合、又は新株予約権の行使により当社の普通株式を交付若しくは処分する場合
  - ii. 当社又は当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員、顧問、アドバイザー、共同研究企業・大学又は共同研究者に対して、インセンティブ目的で、その行使により交付される普通株式の数が当該新株予約権発行の直前における当社の発行済株式総数(①当該時点における当社の発行済普通株式数と、②潜在株式等の全てにつき当該時点において取得原因が発生したとみなしたときに発行される普通株式の数との合計数をいう。)の10%に相当する数を超えない範囲で、当社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合
  - iii. オプション、ワラントその他の転換性証券の行使により株式が発行される場合
- ③ 第1項及び前項の規定はB種優先株式に準用するものとし、「A種」は「B種」と、「当初のA種取得価額は、1株につき728円とする。」は「当初のB種取得価額は、1株につき1,800円とする。」とそれぞれ読み替えてこれを適用するものとする。
- ④ 第1項及び第2項の規定はC種優先株式に準用するものとし、「A種」は「C種」と、「当初のA種取得価額は、1株につき728円とする。」は「当初のC種取得価額は、1株につき2,500円とする。」とそれぞれ読み替えてこれを適用するものとする。

(5) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、当会社普通株式を国内外の国際的に認知された金融商品取引所に上場することを申請した場合、主幹事証券会社の要請に応じて取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全部を取得することができるものとし、当社は、かかるA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主の有するA種優先株式の払込金額の総額を当該申請日時点において適用されるA種取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に交付するものとし、B種優先株主の有するB種優先株式の払込金額の総額を当該申請日時点において適用されるB種取得価額で除して得られる数の普通株式をB種優先株主に交付するものとし、C種優先株主の有するC種優先株式の払込金額の総額を当該申請日時点において適用されるC種取得価額で除して得られる数の普通株式をC種優先株主に交付するものとする。

(6) 種類株主総会の決議を要しない事項

- ① 会社法第322条第1項(同項第1号を除く。)に掲げる行為については、種類株主総会の決議を要しないものとする。
- ② 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

(7) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- ① 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式及びC種優先株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ② 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主には、A種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主には、B種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種優先株主には、C種優先株式又はC種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合とする。
- ③ 当社は、株式又は新株予約権の無償割当てをするときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主には、A種優先株式の株式無償割当て又はA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種優先株主には、B種優先株式の株式無償割当て又はB種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、C種優先株主には、C種優先株式の株式無償割当て又はC種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一割合とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年4月1日～2023 年6月30日	—	2,750,657	—	90,000	—	1,364,999

## (5) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
中村 慎吾	東京都渋谷区	700,000	25.45
三菱瓦斯化学株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	365,628	13.29
New Life Science 1号投資事業有 限責任組合 無責任組合員 New Life Science 1号有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目13番1号	278,222	10.11
三菱UFJライフサイエンス1号投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	256,320	9.32
上村 孝	東京都日野市	200,000	7.27
IEファスト&エクセレント投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 イ ノベーション・エンジン株式会社	東京都港区芝二丁目3番12号	172,000	6.25
梨本 正之	新潟県新潟市西区	149,195	5.42
名古屋大学・東海地区大学広域ベン チャー1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキ ャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	142,917	5.20
エムスリー株式会社	東京都港区赤坂一丁目11番44号	120,000	4.36
みずほ成長支援第3号投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 みずほ キャピタル株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	83,333	3.03
計	—	2,467,615	89.71

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,100,000 A種優先株式 590,657 B種優先株式 500,000 C種優先株式 560,000	普通株式 1,100,000 A種優先株式 590,657 B種優先株式 500,000 C種優先株式 560,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,750,657	—	—
総株主の議決権	—	2,750,657	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例について

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第2四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,484,432	1,424,160
売掛金	35,783	193,710
貯蔵品	16,032	15,139
前渡金	1,002	6,817
前払費用	1,772	2,406
その他	8,157	8,005
流動資産合計	1,547,181	1,650,240
固定資産		
有形固定資産	47,682	36,236
無形固定資産		
ソフトウェア	1,100	646
特許権	1,189	1,081
無形固定資産合計	2,289	1,727
投資その他の資産	1,422	1,268
固定資産合計	51,394	39,232
資産合計	1,598,576	1,689,473

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第2四半期会計期間 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	24,180	18,895
未払法人税等	2,850	1,425
前受金	24,420	13,750
その他	4,535	23,211
流動負債合計	55,986	57,281
負債合計	55,986	57,281
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金	1,593,971	1,452,590
利益剰余金	△141,381	89,601
株主資本合計	1,542,590	1,632,191
純資産合計	1,542,590	1,632,191
負債純資産合計	1,598,576	1,689,473

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
事業収益	249,485
事業費用	
研究開発費	69,218
販売費及び一般管理費	※ 89,421
事業費用合計	158,639
営業利益	90,846
営業外収益	
受取利息	7
講義料	111
その他	60
営業外収益合計	180
経常利益	91,026
税引前四半期純利益	91,026
法人税、住民税及び事業税	1,425
法人税等合計	1,425
四半期純利益	89,601

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	91,026
減価償却費	14,039
受取利息	△7
売上債権の増減額(△は増加)	△157,926
前渡金の増減額(△は増加)	△5,815
未払金の増減額(△は減少)	△5,285
前受金の増減額(△は減少)	△10,670
その他	19,241
小計	△55,398
利息の受取額	7
法人税等の支払額	△2,850
営業活動によるキャッシュ・フロー	△58,240
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,031
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,031
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△60,272
現金及び現金同等物の期首残高	1,484,432
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1,424,160

## 【注記事項】

(会計方針の変更等)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
役員報酬	29,139千円
給与手当	20,822
支払報酬	12,528
支払手数料	9,486

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年6月30日)
現金及び預金	1,424,160千円
現金及び現金同等物	1,424,160千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2023年3月17日開催の定時株主総会の決議に基づき、2023年3月17日付けで繰越利益剰余金の欠損填補を行ったことにより、資本剰余金が141,381千円減少し、利益剰余金が141,381千円増加しております。

この結果、当第2四半期会計期間末において、資本剰余金が1,452,590千円、利益剰余金が89,601千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、創薬プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

項目	当第2四半期累計期間
契約一時金収入	150,000
マイルストーン収入	49,200
ロイヤリティ収入	—
研究支援金収入	42,800
受託研究収入	7,400
顧客との契約から生じる収益	249,400
その他の収益	85
外部顧客への売上高	249,485

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり四半期利益	16円29銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	89,601
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	89,601
普通株式の期中平均株式数(株)	5,501,314
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2023年7月31日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式590,657株、B種優先株式500,000株及びC種優先株式560,000株はすべて普通株式に変更しております。これにより発行済株式総数のうち普通株式が1,650,657株増加しております。また、2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式から普通株式への変更並びに株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

## (重要な後発事象)

## 1. 種類株式の廃止

当社は、2023年7月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、種類株式に関する定款の定めを廃止し、全ての種類株式の内容を変更して普通株式の内容と同一としております。

## (1) 変更前の株式の種類及び数

A種優先株式	590,657株
B種優先株式	500,000株
C種優先株式	560,000株

## (2) 変更後の株式の種類及び数

普通株式	1,650,657株
------	------------

(3) 増加後の発行済株式総数  
2,750,657株

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当事業年度の期首に種類株式に関する定款の定めが廃止されたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

## 2. 株式分割

当社は、2023年7月31日開催の取締役会決議に基づき、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(1) 分割前の発行済株式総数 2,750,657株

(2) 分割により増加した株式数 2,750,657株

(3) 分割後の発行済株式総数 5,501,314株

(4) 分割後の発行可能株式総数 8,800,000株

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

## 3. 発行可能株式総数の変更及び単元株式制度の採用

当社は、2023年8月18日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、発行可能株式総数の変更、単元株式制度の採用、株式の譲渡制限の廃止を定めております。

(1) 発行可能株式総数の変更

将来の機動的な資本政策のため、発行可能株式総数を、変更前の8,800,000株から13,200,000株増加し、22,000,000株としております。

(2) 単元株式制度の採用

単元株式数を100株とする単元株式制度を採用しております。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年12月21日

株式会社Veritas In Silico

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

中野敦夫

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

川久保孝之

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社Veritas In Silicoの2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Veritas In Silicoの2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上